

令和5年に赤潮被害を受けた生産者の方が活用できる制度資金の御案内

令和5年（2023年）10月20日

熊本県農林水産部団体支援課

被害を受けた生産者のみなさまが活用できる資金は以下のとおりです

現在、借入申し込みの際に、市町村が発行する被害の証明書を提出することで1,000万円を上限に国の無利子化措置（5年間）が受けられます。

また、1,000万円を超える（上限1億円まで）融資を受ける場合には、県と市町による利子助成を受けることもできます。（裏面をご参照下さい）

・ 漁業近代化資金（内容：種苗購入・育成資金）

農林中央金庫熊本支店 JF マリンバンク班

熊本市中央区南千反畑町2-3 JA 熊本県会館3F 096-353-1148

天草漁業協同組合本所

天草市港町10-19 0969-27-7371

・ 農林漁業セーフティネット資金（内容：運転資金）

日本政策金融公庫熊本支店 融資第三課

熊本市中央区安政町4-22 096-353-3108

※肥後銀行、熊本銀行等の公庫代理店でも取り扱っていますので、お近くの金融機関にご相談ください。

まずは、

具体的な融資の御相談を取扱融資機関までお願いします。

（※融資機関による審査があります。）

金融機関では既存借入金の償還猶予等の条件変更についても対応されていますので必要に応じてご相談ください。

裏面あります

赤潮被害生産者の方々に対する県と市町による利子助成等

赤潮被害を受けられた方が、以下の資金について、国が行う利子補給上限（1,000万円）を超える融資を受けた場合、超えた分の利子に対して、県と市町と共同で利子助成（実質無利子化）とあわせて市では独自に保証料助成を実施する予定です。

融資の相談と同時に、必ず県または市町へもご相談ください。

○対象資金

- ・ 漁業近代化資金（5号資金 内容：種苗購入・育成資金）
- ・ 農林漁業セーフティネット資金（内容：運転資金）

○補助対象者

令和5年に発生した赤潮により、被害を受けた生産者の方で、対象資金の融資を受けた方（国が行う利子補給対象部分を除く）。

※市町村が発行する被害の証明書が必要です。

○末端利率

実質無利子（1件の融資額1億円まで）

※貸付利率2%が上限

○ 利子助成期間

5年間

○ 保証料助成期間（市独自）

5年間

○ 事業承認期間

令和6年6月30日までに承認

令和6年9月30日までに貸付実行すること

利子助成についての相談先

熊本県団体支援課 金融班 096-333-2371

天草市水産振興課 0969-32-6791